

函館市指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の特例（みなし指定）に係る事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、健康保険法第63条第3項第1号の規定による保険医療機関または保険薬局に指定された病院もしくは診療所または薬局，介護保険法第94条第1項または第107条第1項の許可を受けた介護老人保健施設または介護医療院（以下、「保険医療機関等」という。）が，介護保険法第71条第1項，第72条第1項および第115条の11で規定する介護保険法施行規則第129条，第130条，第140条の20および第140条の21の規定による別段の申出（以下「別段の申出」という。）を行った後に，当該申出に係る指定居宅サービスまたは指定介護予防サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）を実施する場合の取扱いについて，必要な事項を定める。

第2 別段の申出後に当該指定居宅サービス等を実施する場合の 手続き

- 1 別段の申出をした保険医療機関等が，申出後に当該指定居宅サービス等を実施しようとする場合は，原則として，当該サービスを開始する日の属する月の前月の15日までに「指定を不要とする旨の申出書の取り下げ書（以下，「取り下げ書」という。）」（別紙様式）を市長に提出することとする。
- 2 当該取り下げ書には，提供しようとする指定居宅サービス等についての「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」，「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」およびその他必要な書類を添付して提出するものとする。
- 3 市長は，取り下げ書に記載の「取り下げ日（事業開始予定日）」をもって，介護保険法第71条第1項，第72条第1項

および第115条の11の規定により第41条第1項または第53条第1項の指定があったものとみなされる「みなし指定」を適用するものとする。

第3 別段の申出後に当該指定居宅サービス等について通常の指定申請により指定を受けている保険医療機関等の取扱い
第2の規定により、「みなし指定」となる保険医療機関等との均衡を図るため、この要領の施行の日において現に別段の申出後に当該指定居宅サービス等について通常の指定申請により指定を受けている保険医療機関等については、当該指定日に第2の規定の適用があったものとみなす。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。